

平成 24 年 7 月 10 日

保護者の皆様

熊野町教育委員会  
(学校教育課)

警報が発令された時の対応について (お知らせ)

大雨や台風の接近など、警報が気象台から発令され災害等が発生する恐れがある場合には、児童生徒の安全を最優先し、次のようにご家庭で対応していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

1 自宅待機の原則

- (1) 午前 6 時の時点で「暴風」「大雨」「大雪」の 3 警報の内 2 つ以上「熊野町」に発令されていれば、小・中学校とも児童生徒は、自宅待機してください。

※「洪水警報」は含まれません。

熊野町では「大雨警報」とセットで出されることが多いため「洪水警報」

は数にいませんのでご注意ください。

※「広島・呉地域」ではありません。

警報が出される地域は、「熊野町」としますのでご注意ください。

- (2) 警報が 1 つ発令あるいは発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、必要に応じて午前 6 時以降 7 時 00 分までの間に、学校・教育委員会で協議し自宅待機の決定を行います。

2 自宅待機のお知らせ

自宅待機を決定した場合は、午前 7 時に町内放送を行います。学校からは、メール又は電話でお知らせします。

3 休校の場合

引き続き午後も自宅待機とするときは、正午に町内放送し、学校からは、メール又は電話でお知らせします。

4 登校の場合

自宅待機を解除し午前中に登校する場合は、学校からメール又は電話で知らせいたします。